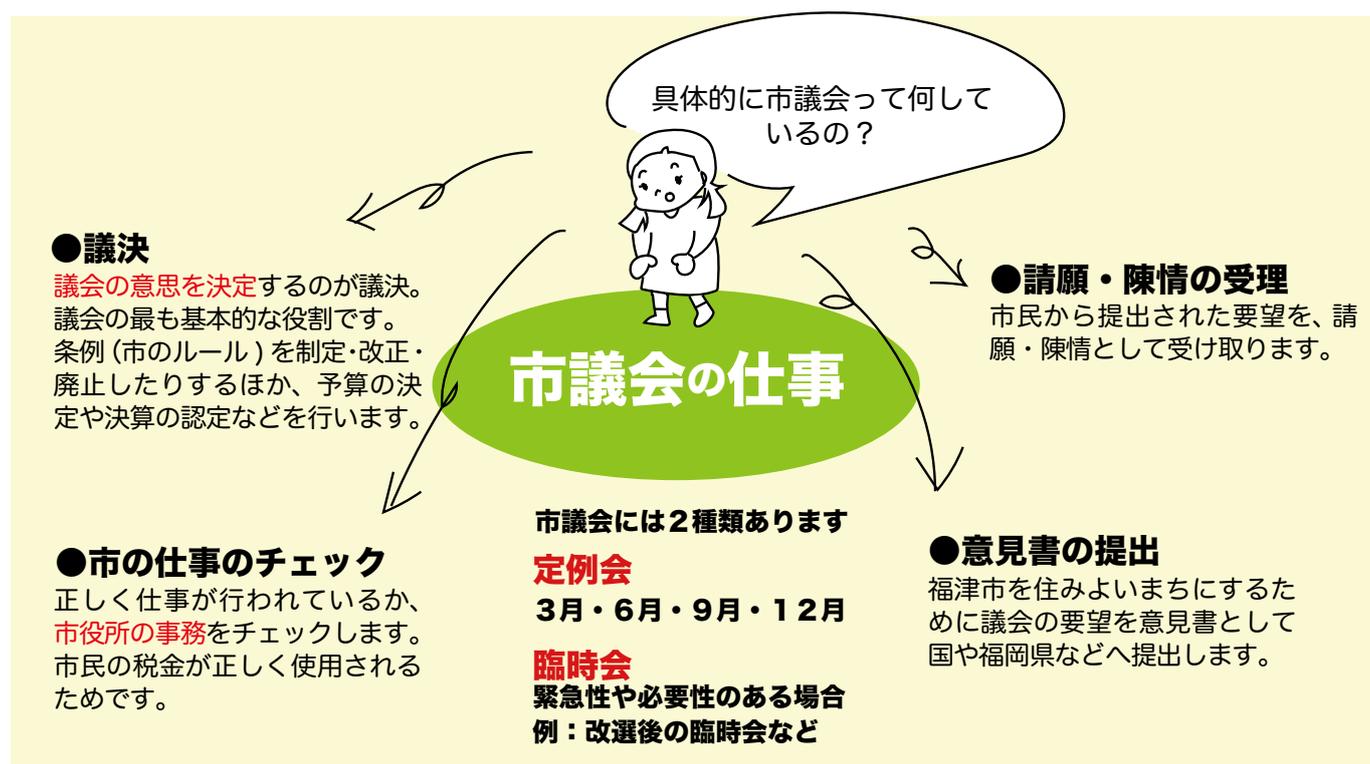


福津市議会ガイド

～議会をわかりやすく解説します～



市議会の流れ

市議会のことはどうやって決まるの？



～議案が可決されるまで～

本会議①



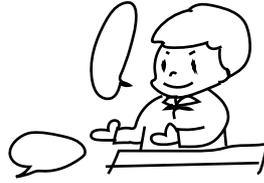
議員全員が集まる会議。議案の説明を受け、質疑・答弁・討論の後、採決が行われます。委員会付託される議案もあります。

議案の提出



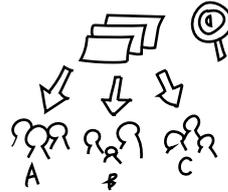
議案(条例や予算、決算など)が市長から提出されます。議員提出の議案もあります。

提案説明 質疑・答弁



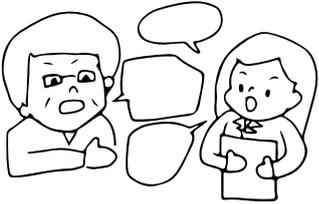
議案提出者が内容や提出理由などを説明し、議員が質疑を行います。それに対して、議案提出者が答えます。

委員会付託



議案をより詳しく審査する必要がある場合、議題の分野に関する委員会に議案を付託(割り振り)します。

委員会

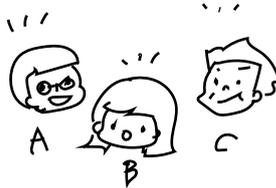


議案ごとに、関係する委員会内で審査します。

委員会での 審査

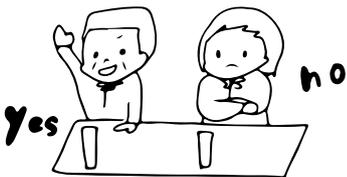
委員会ごとに、議案提出者から詳しく説明を聞くなどして、専門的に審査します。
※委員会の詳細は4ページにて

委員長報告



各委員会の委員長が議案の審査結果について、全議員がいる本会議にて報告します。

本会議②



本会議にて各委員会の委員長が審査結果を報告。質疑・答弁・討論の後、採決が行われます。

討論

議員が議案について賛成・反対の意見を述べます。

採決

議案について賛成か反対かを多数決で決めます。

施策の実施

賛成多数で議案が可決。その後、市の施策として進められます。



委員会とは？

常任委員会

市の事務を所管ごとに審査・調査する委員会
(本市では3委員会があります。詳細は下段参照)

委員会担当の議員が集まる会議のこと。
委員会では、**専門的な審査**を行います。

特別委員会

その他、必要性が生じた場合に設置される委員会
(予算や決算を審査する委員会など)

◎付託後の議案などの審査



◎その他の委員会活動

本会議で付託された議案を審査すること以外にも、様々な委員会活動を行っています。

所管事務の調査

市の施策について調査を行います。市から詳しく説明を受け、質疑・意見をを行います。
こうして市役所の仕事を細かくチェックし、市民の声を速やかに市に届けています。

先進地の視察

委員会は市の課題となっているテーマについて、先進的な取り組みをしている地域に赴き、詳しく調査を行い、その内容を市に提言します。

◎常任委員会の種類

委員会の所管する部署や取り組みを紹介します。

総務文教委員会

- ・総務部
- ・教育部
- ・監査事務局及び他の委員会の所管に属さない事項

市民福祉委員会

- ・市民部
- ・健康福祉部

建設環境委員会

- ・地域振興部
- ・都市整備部
- ・農業委員会事務局



福岡南小学校の仮設校舎を現地調査



在宅介護総合特区になっている岡山市を調査



歴史的町並みを生かした観光施策を進める香取市を調査

市民は市議会に〇〇ができます

市民と市議会は身近な関係です。
市民ができることについてご紹介します。

私たちができることって何だろう？

●「請願・陳情」ができます。

市に対する意見や要望を文章で直接議会に提出することができます。これを請願・陳情といいます。

請願は1名以上の紹介議員が必要で、担当する委員会で審査された後、委員会および本会議で採決します。

可決した場合は、要望の実現に努力するように市に求めます。

※受付締切は15ページをご覧ください。

※詳細は福津市議会ホームページ、またはQRコードよりご確認ください。



●「傍聴」ができます。

本会議の傍聴を希望される方は、当日市役所本館3階の傍聴席入り口に設置している受付簿に住所・氏名などを記入していただくだけで傍聴できます。

委員会の傍聴は、当日市役所本館3階の議会事務局へお越しください。委員長の許可後、委員会室にご案内します。

会議の日程はホームページに掲載されています。

本会議をインターネット中継「生中継・録画中継」で見ることができます。
※パソコンのみ



過去の会議の内容を調べることができます。

●「直接請求」ができます。

市民は、自ら選んだ議員や市長などの仕事に異議がある場合、有権者の一定数の署名を集めることで、次のようなことを請求できます。

- ・条例の制定や改正、廃止の請求
- ・議会の解散の請求
- ・議員や市長などの解職の請求

条例の制定改廃の請求には有権者の50分の1以上の署名が必要です。

議会の解散の請求、議員や市長などの解職の請求には有権者の3分の1以上の署名が必要です。

